

財 関 第 4 1 7 号
令 和 2 年 3 月 31 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 中 江 元 哉

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和2年4月1日（ただし、下記第2及び第6については、令和3年1月1日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第2 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第3 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のよう
に改正する。

別紙3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第4 特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）の一部を次のように改
正する。

別紙4 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第5 条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第6 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

1. 税関様式C第1040号を別紙6-1のように、税関様式C第1041号を別紙6-2のように、税関様式C第1060号を別紙6-3のように、税関様式C第1140号を別紙6-4のように、税関様式C第1150号を別紙6-5のように改める。
2. 税関様式S第1025号を別紙6-6のように、税関様式S第1045号を別紙6-7のように改める。

第7 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第8 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改正する。

別紙8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第9 ポリエステル短纖維に対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて（平成14年7月26日財関第598号）の一部を次のように改正する。

別紙9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第10 「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成18年2月1日財関第118号）の一部を次のように改正する。

別紙10「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第11 電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて（平成20年6月13日財関第678号）の一部を次のように改正する。

別紙11「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第12 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。

別紙12「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第13 トルエンジイソシアナートに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて（平成26年12月24日財関第1309号）の一部を次のように改正する。

別紙13「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第14 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱いについて（平成27年12月21日財関第1361号）の一部を次のように改正する。

別紙14「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第15 水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて（平成28年4月8日財関第468号）の一部を次のように改正する。

別紙15「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第16 高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて（平成29年9月1日財関第1131号）の一部を次のように改正する。

別紙16「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第17 炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて（平成29年12月27日財関第1711号）の一部を次のように改正する。

別紙17「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。